

公 示

国立大学法人宮崎大学学長選考細則第4条第1項の規定に基づき選出した学長候補適任者が、現に学長であるものであったため、国立大学法人宮崎大学学長選考規程第4条第1項ただし書の規定を適用し、所信表明及び意向投票は実施しない。

次期学長候補者は、学長選考会議において、平成30年5月24日（木）に面接を実施し、決定する。

平成30年 4月13日

国立大学法人宮崎大学学長選考会議